

# アーチェリー競技実施要領

## 1 競技規則

全国障害者スポーツ大会競技規則(令和4年4月1日より実施)によるもののほか、この要領に定めるものとする。

## 2 競技種目

- (1) 競技種目は男女とも次のとおりとする。  
30mダブルラウンド  
30m、30mの各距離から1エンド3射(2分)で36射ずつ行射する。
- (2) 部門はリカーブ部門とコンパウンド部門とする。

## 3 競技方法

- (1) 各距離ともにA・Bの2立位とし、試射は6本とする。
- (2) 行射の順序は、A・B、A・Bの6射矢取り、B・A、B・Aの6射矢取りを繰り返して行う。
- (3) 発射数は各距離においては、それぞれ1射回、3射とし、2分以内とする。
- (4) 矢取り、看的は、チームの監督、競技の代行者もしくは競技運営主管団体に委任するものとする。

## 4 服装等

- (1) 競技時の服装は、競技規則に準じたものとする。
- (2) 番号布(ゼッケン)は、大会事務局が交付した番号を記したものを本人が準備し、審判員が確認できるよう胸部及び背部または車いすの背もたれにつけるものとする。

## 5 開始式・表彰

- (1) 開始式は、競技開始前に会場で行う。
- (2) 開始式は、10時20分から行いますので、10時15分までに集合・整列をすること。
- (3) 表彰は行わず、競技終了後、各組別に1位～3位までの入賞者にメダルを授与する。

## 6 その他

- (1) 障害区分1または特別な事情のある選手は、介助者を1名つけることができる。
- (2) 選手の介助を行う者は、あらかじめ主催者の許可を受けなければならない。「介助許可証(ビブス)」の交付を受けた者に限り競技場内に入場することができる。
- (3) 介助者は、シューティングライン(SL)まで入場することができる。
- (4) 選手に対する助言は認めない。ただし、道具に重大な異常が生じていることを告げる場合は除く。
- (5) 介助者の違反行為は、すべて選手の違反行為とみなす。
- (6) 介助者は、射場内に競技上必要な物以外は持ち込んではならない。
- (7) 介助者は、競技役員の指示に従わなければならない。